

八雲町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は八雲町とする。

2 町長は、事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、事業の実施について、適切、公正かつ、効率的に実施する事ができると認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他町長が適当と認める法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

（事業構成及び内容）

第4条 町長は、総合事業として、次に掲げる事業及びサービスを行う。

（1） 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

（ア）八雲町訪問介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

（ア）八雲町通所介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

ウ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

（ア）栄養改善や見守りを目的とした配食サービス

エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

（ア）ケアマネジメントA

介護予防支援と同様のケアマネジメント

（イ）ケアマネジメントC

初回のみケアマネジメント

（2） 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者であって、当該サービスを提供する必要があると認める者とする。

- (1) 被保険者
- (2) 要支援者又は事業対象者

2 一般介護予防事業の対象者となる者は、被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(介護予防ケアマネジメント)

第6条 介護予防ケアマネジメントを受けようとする被保険者は、町へ介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第1号)を提出するものとする。

(事業支給費の額)

第7条 次に掲げるサービスの支給費の額は以下のとおりとする。

- (1) 訪問型サービスの支給費の額

ア 八雲町訪問介護相当サービス

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示127号。以下、「指定介護予防サービス費用基準」という。)に規定する介護予防訪問介護の給付単位数及び加算単位数により算定した費用の額の100分の90に相当する額。

- (2) 通所型サービスの支給費の額

ア 八雲町通所介護相当サービス

指定介護予防サービス費用基準に規定する介護予防通所介護の給付単位数及び加算単位数により算定した費用の額の100分の90に相当する額。

- (3) 介護予防ケアマネジメントの支給費の額

ア ケアマネジメントA

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)に規定する介護予防支援の給付費単位数及び加算単位数により算定した額。

イ ケアマネジメントC

費用を要しないものとする。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る事業支給費の額)

第8条 第1号被保険者であって、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である総合事業対象者(同条第3項各号に該当する場合は除く。)が受ける訪問介護又は通所介護について前条第1項第1号又は第2項第1号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(事業支給費の審査及び支払)

第9条 町は、法第115条の45の3の規定により、事業支給費の審査及び支払に関する事

務を国民健康保険団体連合会へ委託して行うものとする。

(支給限度額)

第10条 事業対象者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1の区分支給限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、ケアマネジメントにおいて利用者の自立支援を推進するため必要な場合は、要支援2の区分支給限度額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第11条 法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業支給費支給を受けようとするときは、高額介護予防サービス費相当事業支給申請書(様式第2号)により行うものとする。

2 町長は、前項の支給又は不支給を決定したときは、速やかに高額介護予防サービス費相当事業支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第12条 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業支給費の支給を受けようとするときは、高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 町長は、前項の支給又は不支給を決定したときは、速やかに高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給(不支給)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(指定事業者の指定基準)

第13条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1) 八雲町訪問介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防訪問介護に係るものに限る。)

(2) 八雲町通所介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防通所介護に係るものに限る。)

(指定事業者の指定)

第14条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定(以下「指定事業者の指定」という。)の申請は、指定申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請に基づき、指定事業者の指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、指定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 指定事業者の指定を受けた者は、指定を受けたことをその事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定事業者の指定の有効期間)

第15条 指定事業者の指定の有効期間は6年とする。

2 指定事業者は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効

力を失う。

(指定事業者の指定の更新)

第 16 条 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定事業者の指定の更新は、指定更新申請書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請に基づき指定事業者の指定の更新をしたときは、当該指定の更新を受けた者に対し、指定更新通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

3 第 14 条第 3 項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(指定事業者の指定の変更の届出)

第 17 条 指定事業者は、第 14 条第 1 項の申請の内容に変更があったときは、当該変更があった日から 10 日以内に、変更届出書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の廃止等の届出)

第 18 条 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 4 号の規定による廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（様式第 11 号）により行うものとする。

2 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から 10 日以内に、再開届出書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第 19 条 町長は、法 115 条の 45 の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消・効力停止通知書（様式第 13 号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指導及び監査)

第 20 条 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 13 条の規定により、指定を受けた者とみなされた指定事業者に係る初回の有効期間については、第 15 条中「6 年ごとに」とあるのは「当該指定を受けた日から 3 年を経過する日までに」とする。